

水質汚濁防止法に基づく構造等に関する基準について

(1) 基準の種類

有害物質を使用・貯蔵する届出対象施設の設置者は、構造等に関する基準とそれに対応する定期点検の方法を組み合わせた「地下水汚染防止のための措置」を講じる義務があります。

基準にはA～Cの3種類があります。(①～③参照)

①A基準：新設の施設を対象とした基準。

構造等に関する基準が厳しく、点検頻度が低い。

②B基準：既設の施設を対象とした基準。

A基準に比べて構造等に関する基準が緩やかだが、点検頻度が高い。

③C基準：既設の施設を対象とした平成27年5月31日まで適用される基準。

(猶予措置)

構造等に関する基準がなく、点検頻度が最も高い。

※ 施設の種類と適用される基準の関係は下表の通りです。

施設の種類	適用される基準	
	H24.6.1～H27.5.31	H27.6.1～
新設 (H24.6.1以降に設置)	A基準	
既設 (H24.5.30以前に設置)	C基準 ※構造基準適合ならば A基準及びB基準が適用可能	B基準 ※構造基準適合ならば A基準が適用可能

(2) 基準判定方法

設置している施設がどの基準に該当するかは別紙中の「判定フローチャート及び備考」により判定してください。(該当する基準に対応する点検等を実施してください。)

構造等に関する基準が(1)の表に示した「適用される基準」に適合しない場合は、施設の改修等が必要になります。

地下水汚染未然防止に係る点検事項等

事業所名

有害物質使用特定施設／有害物質貯蔵指定施設の名称		チェック欄	判定フローチャート及び備考
1. 施設の本体の床面及び周囲の構造等		判定結果	〇基準
A基準			
I	(施設本体が設置される床面及び周囲)		<p>施設の床面の下部に点検可能な空間があるか ※1 (例：2階以上の床面に施設を設置)</p> <p>YES → A</p> <p>NO ↓</p> <p>・防液堤等の設置 ・周囲の床面がコンクリート等(不浸透性) (必要な場合は耐薬品性及び不浸透性を有する素材で床面を被覆)</p> <p>NO → 同等以上の措置 → C</p> <p>YES ↓</p> <p>・施設下の床面がコンクリート等(不浸透性) (必要な場合は耐薬品性及び不浸透性を有する素材で被覆)</p> <p>YES → A</p> <p>NO ↓</p> <p>施設の設置状態により①②を選択し判断する ①施設が床面に設置の場合 ・漏えい等の検知装置が配置 ②施設が床面から離して設置の場合 ・目視により漏えいの確認が可能</p> <p>YES → B</p> <p>NO ↓</p> <p>C</p>
	○ 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無(1回以上/年)		
	○ 防液堤等のひび割れその他の異常の有無(1回以上/年)		
	(施設本体)		
	○ 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無(1回以上/年)		
	○ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無(1回以上/年)		
II	(施設本体が設置される床面及び周囲)		
	○ 床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無(1回以上/月)		
	(施設本体)		
	○ 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無(1回以上/年)		
	○ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無(1回以上/年)		
B基準			
	(施設本体が設置される床面及び周囲)		<p>※1 2階等への施設の設置により、下の階における日常的な点検によって目視で容易に確認できるため、床面等の構造基準を満たすことは要求されない</p>
	○ 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無(1回以上/年)		
	○ 防液堤等のひび割れその他の異常の有無(1回以上/年)		
	(施設本体)		
	○ 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無(1回以上/年)		
	○ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無(1回以上/月) ※ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合には、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。		
C基準			
	(施設本体が設置される床面及び周囲)		
	○ 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無(1回以上/月)		
	(施設本体)		
	○ 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無(1回以上/年)		
	○ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無(1回以上/年)		

有害物質使用特定施設／有害物質貯蔵指定施設の名称		チェック欄	判定フローチャート及び備考	
2. 配管等の構造等		判定結果	○基準	
A基準				
I	○ 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無（1回以上／年）		<p><地上配管の場合></p> <p>配管の材質・構造が以下のすべてを満たしている※2 ・漏えい防止の強度を有している（強度） ・容易に劣化するおそれがない（耐薬品性） （必要な場合は外面に腐食防止の措置（耐腐食性））</p> <p>YES → A</p> <p>NO ↓</p> <p>・床面から離して設置され、目視による容易な確認が可能</p> <p>YES → A</p> <p>NO ↓</p> <p>・目視により漏えいの確認が可能</p> <p>YES → B</p> <p>NO ↓</p> <p>C</p> <p><地下配管の場合></p> <p>・トレンチの中に設置</p> <p>NO ↓ YES ↓</p> <p>・トレンチ底面及び側面の材質がコンクリート等（不透水性） （必要な場合は底面の表面に耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆の措置）</p> <p>NO ↓ B ↓ YES → A</p> <p>配管の材質・構造が以下のすべてを満たしている※3 ・漏えい防止の強度を有している（強度） ・容易に劣化するおそれがない（耐薬品性） （必要な場合は外面に腐食防止の措置（耐腐食性））</p> <p>NO ↓ YES → A</p> <p>同等以上の措置 → YES → A</p> <p>NO ↓</p> <p>・漏えい等を検知する装置又は流量変動を計測するための装置の設置</p> <p>YES → B</p> <p>NO ↓</p> <p>同等以上の措置 → YES → B</p> <p>NO ↓ C</p> <hr/> <p>※2, 3「強度」「耐薬品性」「耐腐食性」について ・「強度」→使用時に想定される圧力（内圧・外圧）に耐えうる材質・構造 ・「耐薬品性」→対象とする有害物質や有害物質を含む溶液に耐性がある材質 ・「耐腐食性」→地上配管の外面は腐食防止のための塗装。地下配管においては塗覆装又はコーティングを行うほか、電気防食等も考慮する。</p>	
	○ 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無（1回以上／年）			
II	○ 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無（1回以上／年）			
	○ 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無（1回以上／年）			
III	○ トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無（1回以上／年）			
	○ 配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認（1回以上／年）又は、これと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無（当該方法に応じ適切な回数） ※消防法等、有害物質の濃度の測定実施等による実施状況により、1回以上／3年でよい場合もある。			
B基準				
I	○ 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無（1回以上／6月）			
	○ 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無（1回以上／6月）			
II	○ 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無（1回以上／6月）			
	○ 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無（1回以上／6月）			
III	○ トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無（1回以上／6月）			
	○ 配管等からの有害物質を含む水の漏洩の有無（1回以上／月） ※有害物質の濃度の測定により漏えい等の点検を行う場合は、1回以上／3月			
C基準				
I	○ 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無（1回以上／6月）			
	○ 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無（1回以上／6月）			
II	○ 配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無（1回以上／年） ※ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏洩等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行う。			

地下水汚染未然防止に係る点検事項等

事業所名

有害物質使用特定施設/有害物質貯蔵指定施設の名称	チェック欄	判定フローチャート及び備考
3. 排水溝等の構造等		判定結果 ○基準
A基準		
○ 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無（1回以上/年） ※排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置の措置が講じられている等による状況により、1回以上/3年でよい場合もある。		排水溝等の材質・構造が以下のすべてを満たしている※4 ・地下への浸透防止に必要な強度を有している（強度） ・容易に劣化するおそれがない（耐薬品性） （必要な場合は、表面を耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆） YES → A NO ↓
B基準		
○ 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無（1回以上/6月）		同等以上の措置 → A NO ↓
排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無（1回以上/月） ○ ※有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合は、1回以上/3月		・地下への浸透を検知するための装置又は流量変動を計測するための装置の設置 YES → B NO ↓
C基準		
○ 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無（1回以上/月） ※ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行う。		同等以上の措置 → B NO ↓
排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無（1回以上/月） ○ ※ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行う。		C ※4 「強度」「耐薬品性」「被覆」について 「強度」→地下浸透を防止できる強度 「耐薬品性」→対象とする有害物質や有害物質を含む溶液に耐性がある材質 「被覆」→取り扱う有害物質の性状に応じ、耐性等を有する材質で被覆
4. 地下貯蔵施設の構造等		判定結果 ○基準
A基準		
○ 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認（1年/1回以上）又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無（当該方法に応じ適切な回数） ※消防法等、有害物質の濃度の測定実施等による実施状況により、1回以上/3年でよい場合もある。		施設内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置 NO → C YES ↓
B基準		
I ○ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏洩等の有無（1月/1回以上） ※有害物質の濃度の測定により漏えい等の点検を行う場合は、3月/1回以上		同等以上の措置 → A NO ↓
II ○ 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無（1年/1回以上） ※ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行う。		・漏えい等を検知するための装置又は流量変動を計測するための装置の設置 YES → B NO ↓
C基準		
○ 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無（1回以上/月） ※ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行う。		・施設内部がコーティングされている YES → B NO ↓

地下水汚染未然防止に係る点検事項等

事業所名

有害物質使用特定施設／有害物質貯蔵指定施設の名称		チェック欄	判定フローチャート及び備考
5. 使用の方法・点検結果の記録等		判定結果	○基準
A基準			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・使用の方法、点検の方法・回数を定めた管理要領が明確に定められている。※5</p> <p style="text-align: right;">NO -----> C</p> <p style="text-align: center;">↓ YES</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>使用の方法は次のいずれにも適合している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含む水の受け入れ等の作業は、有害物質を含む水が飛散等しない方法である ・有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認を行っている ・有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用する等適切に処理している <p style="text-align: right;">NO -----> C</p> <p style="text-align: center;">↓ YES</p> <p style="text-align: center;">A</p> </div> </div>
【点検事項等】			
○ 管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無（1回以上/年）			
【点検結果の記録等】			
点検事項（一～五すべて）			
1	一	点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設	
	二	点検年月日	
	三	点検の方法及び結果	
	四	点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名	
	五	点検結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容	
2	点検の日から3年間保存しているか		
点検以外で異常等が確認された場合の記録（3年間の保存に努める。）			
3	一	異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設	
	二	異常等を確認した年月日	
	三	異常等の内容	
	四	異常等を確認した者の氏名	
	五	補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容	
C基準			
【点検事項等】			
○ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無（1年/1回以上）			
【点検結果の記録等】			
○ 上記A基準と同様			

※5 「管理要領」→漏えい等の防止の観点から、作業方法、施設の運営方法、漏えいした場合の対応方法について想定したもの